

笠間市

第1期 障害福祉計画

(平成18年度～平成20年度)

(素案)

平成19年3月

笠 間 市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の基本的な考え方	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と期間	2
(1) 計画の性格	2
(2) 計画の対象者の範囲	3
(3) 計画の期間	3
3 計画の策定体制	3
4 障害者自立支援法のポイント	4
5 計画の基本理念	6
(1) 基本理念	6
(2) 基本的な視点	6
第2章 障害者（児）の現状と課題	7
1 障害者数の推移	7
2 身体障害者の状況	8
3 知的障害者の状況	9
4 精神障害者の状況	10
5 サービスの利用状況	11
(1) 居宅サービス	11
(2) 施設サービス	12
6 雇用の状況	15
(1) 水戸公共職業安定所（笠間出張所）における雇用の状況	15
7 アンケート調査結果の概要	16
(1) 対象者の属性	17
(2) 生活の場の状況と希望	18
(3) 日中活動の状況と希望	20
(4) 障害のある人にとって住みよいまちづくりに必要なこと	23
(5) まとめと課題	24

第3章 事業計画	25
1 新サービス体系への移行について	25
2 障害福祉サービスの全体像	26
3 見込量の設定について	28
(1) 障害者数の推計	28
(2) 指定障害福祉サービス	29
(3) 地域生活支援事業	30
4 23年度における目標値	33
(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行	33
(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行	34
(3) 福祉施設から一般就労への移行	35
5 指定障害福祉サービスの見込	36
(1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）	36
(2) 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）	37
(3) 住まいの確保（居住系サービス）	40
(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成支援）	42
6 地域生活支援事業	43
(1) 相談支援	43
(2) 日常的な活動への支援	44
(3) 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）	45
(4) その他の事業（任意事業）	46
7 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）	48
(1) 専門的な人材の育成と確保	48
(2) 確実な情報提供	48
(3) 施設整備の方針	48
(4) サービスを利用しやすい環境づくり	48
第4章 計画の推進	49
1 計画の推進のために	49
(1) 障害者のニーズ把握・反映	49
(2) 地域社会の理解促進	49
2 推進体制の整備	49
(1) 庁内の推進体制の整備	49
(2) 地域ネットワークの強化	49
(3) 計画の点検・管理体制	49

資料編	50
1 笠間市障害福祉計画策定委員会設置要綱	50
2 笠間市障害福祉計画策定委員会委員名簿	52
3 笠間市障害福祉計画策定委員会の経過	53

第1章 計画の概要

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景

我が国では、障害のある人の完全参加と平等を実現するために「障害者対策に関する長期計画」が策定され、障害者施策が総合的に展開されてきました。

中でも平成5年には障害者基本法が成立し、障害者の自立と社会参加をさらに推進するために、国の障害者施策に関する計画（障害者基本計画）の策定が義務づけられ、これを受けて、事業実施のための障害者に関する新長期計画及び重点施策実施計画が策定されました。

平成15年4月に身体障害者、知的障害者及び障害児に対する支援費制度が導入されたことにより、障害福祉サービスのあり方は、従来の、行政が利用するサービスを決める措置制度から、利用者が自らサービスを選択し、契約により利用する制度へと大きく転換しました。

この結果、サービス利用者数が大きく増加する一方で、サービス提供体制に地域格差が生じていること、精神障害者に対するサービスが支援費制度の対象となっていないこと、利用者の急増に伴い財政問題が深刻化していること、地域生活移行や就労支援への対応が不十分なことなどの問題が表面化し、障害のある人が地域で普通に暮らすための基盤整備が大きな課題となってきました。

こうした課題を解消するため、平成17年10月に障害者自立支援法が制定され、平成18年4月から施行されています。

障害者自立支援法では、精神障害を含め、障害のあるすべての人に共通の制度の下で一元的にサービスを提供できるよう、障害者施策の一元化、利用者本位のサービス体系への再編、就労支援の抜本的強化など、施設・事業の再編が行われています。また、サービスを利用した人がその利用量に応じて一定の負担を担うとともに、国と地方自治体が費用負担を行うことを明確にし、利用者の増加に対応しうる持続可能な福祉サービスのシステムの構築を目指しています。

さらに、障害のあるすべての人の地域における自立した生活を支えるため、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村に障害福祉計画の作成が義務付けられています。

(2) 計画策定の趣旨

旧笠間市では平成12年に「笠間市障害者福祉計画」を策定し、『障害者への認識を深めすべての障害者が、いきいきとした生活ができる やすらぎのまちをつくる』という理念の下で、各種の障害者施策を推進してきました。また、旧友部町、旧岩間町でも各種要綱により、各種の障害者施策を推進してきました。

合併を経て、笠間市としては、障害者自立支援法の施行を受け、「笠間市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業の種類と量の確保に関する計画を定め、各種事業の円滑な提供を推進します。

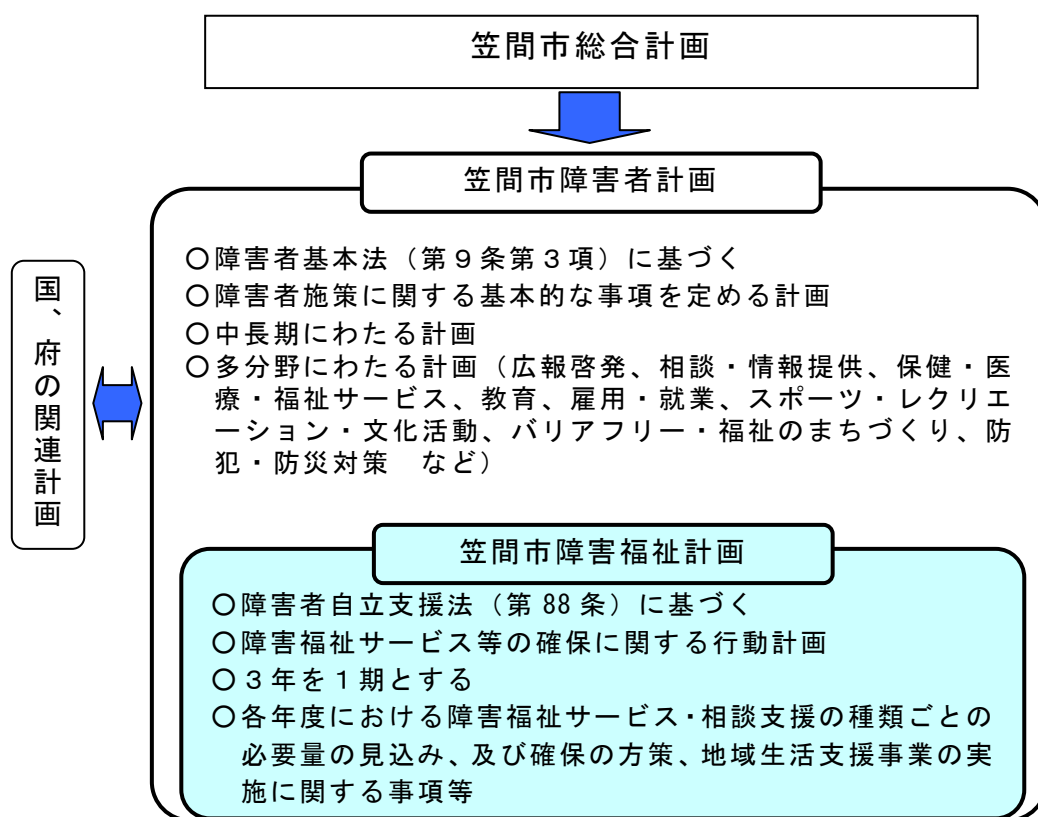
2 計画の性格と期間

(1) 計画の性格

この計画は、障害者自立支援法第88条において策定が義務づけられている市町村障害福祉計画であり、国の基本方針に即し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保が、計画的に図られることを目的としています。

また、市の障害福祉サービスに係わる計画として、地域性を踏まえるとともに、総合計画をはじめ、市の障害者福祉に関わる他の計画との調和を保ちながら策定しています。

■「障害福祉計画」の位置づけ ■



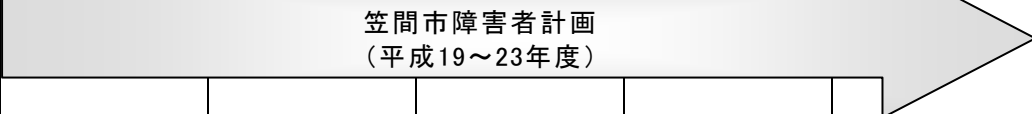
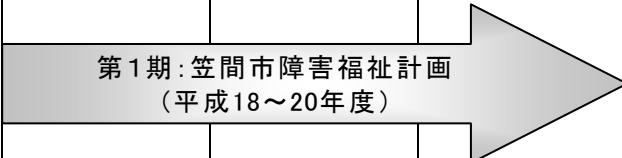
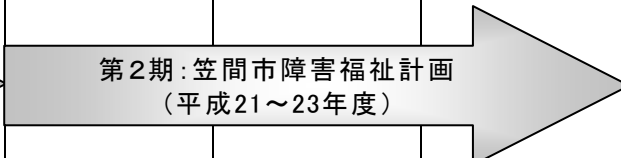
（２）計画の対象者の範囲

この計画における「障害者」とは、障害者自立支援法における障害福祉サービスの対象となる身体障害者福祉法に規定する身体障害者、知的障害者福祉法に規定する知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者（知的障害者を除く）のうち十八歳以上である者をいいます。また、「障害児」とは、児童福祉法に規定する障害児及び精神障害者のうち十八歳未満である者をいいます。

（３）計画の期間

この障害者自立支援法に基づく第１期障害福祉計画は、平成23年度までの期間を視野に入れつつ、平成18年度から20年度までの３年間を１期とします。また、平成20年度にこの計画の見直しを行います。

■ 計画の期間 ■

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
					
					

３ 計画の策定体制

この計画は、サービスを利用する当事者である障害のある人に対するアンケート調査を実施するとともに、障害者団体関係者、民生委員・児童委員、医療関係者、社会福祉施設関係者、ボランティア団体関係者、学識経験を有する者などで構成される「笠間市障害福祉計画策定委員会」による審議を経て策定されています。

4 障害者自立支援法のポイント

支援費制度の理念である「自己選択と自己決定権」、「利用者本位」を継承しつつ、障害福祉サービスの一元化（施策・事業体系の再編）、利用者負担の見直し、就労移行支援事業や地域生活支援事業の創設など、障害福祉サービスに係る新たな体系を構築することにより、障害者の地域における自立した生活を支援する体制をより強固なものにすることを目的としています。

■ 障害者自立支援法のポイント ■

障害者施策を3障害一元化

現状

- ・3障害（身体、知的、精神）ばらばらの制度体系（精神障害者は支援費制度の対象外）
- ・実施主体は都道府県、市町村に二分化



- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に
- 市町村に実施主体を一元化し、都道府県はこれをバックアップ

利用者本位のサービス体系に再編

現状

- ・利用種別ごとに複雑な施設・事業体系
- ・入所期間の長期化などにより、本来の施設目的と利用者の実態とが乖離



- 体系を再編。あわせて、「地域生活支援」「就労支援」のための事業や重度の障害者を対象としたサービスを創設
- 規制緩和を進め既存の社会資源を活用

就労支援の抜本的強化

現状

- ・養護学校卒業生の55%は福祉施設に入所
- ・就労を理由とする施設退所者はわずか1%



- 新たな就労支援事業を創設
- 雇用施策との連携を強化

支給決定の透明化、明確化

現状

- ・全国共通の利用ルール（支援の必要度を判定する客観的基準）がない
- ・支給決定のプロセスが不透明



- 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）を導入
- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

安定的な財源の確保

現状

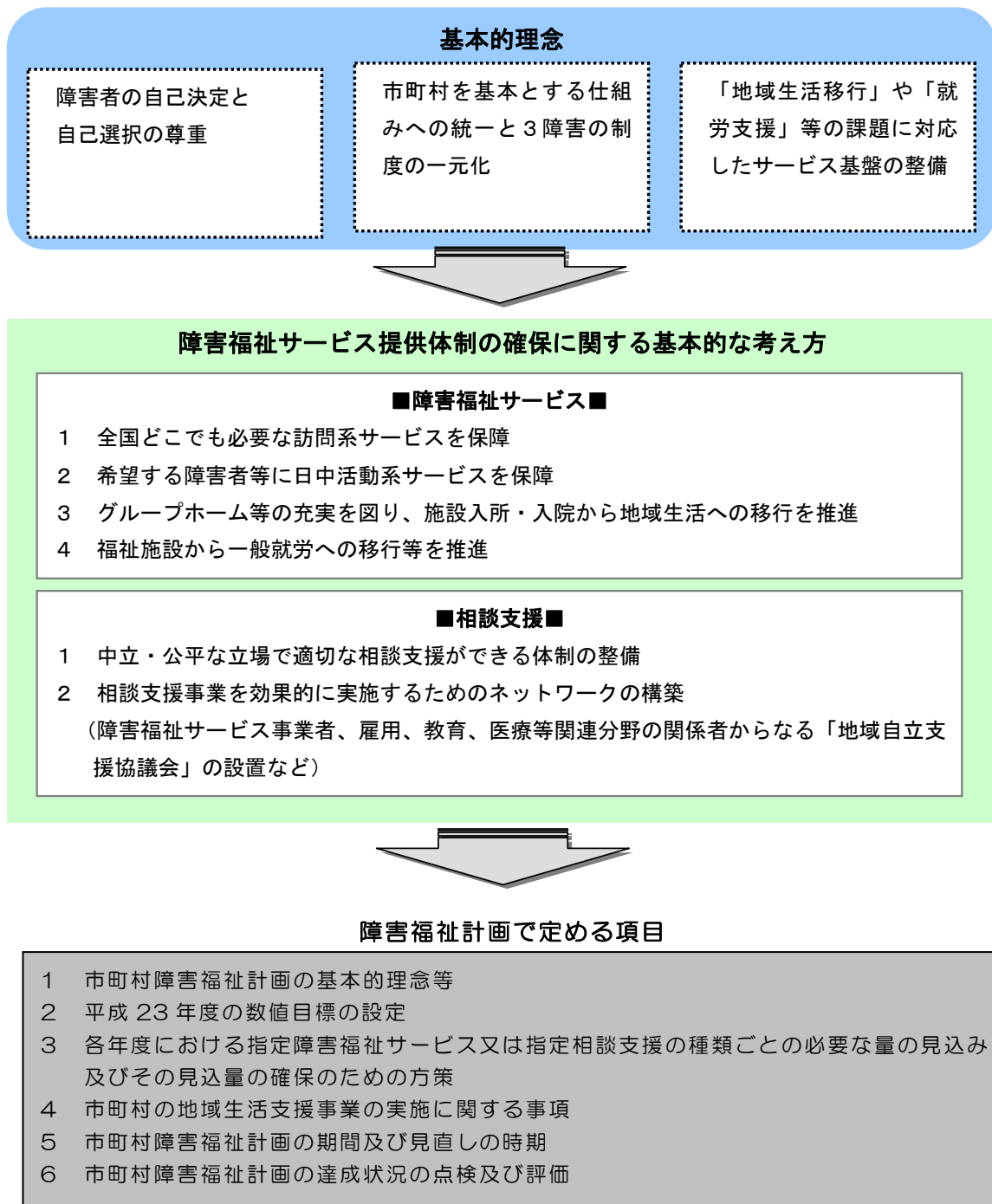
- ・新規利用者は急増する見込み
- ・不確実な国の費用負担の仕組み



- 国の費用負担の責任を強化（費用の1/2を負担）
- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

【「障害福祉計画」に関する国の基本指針の内容】

障害者自立支援法の趣旨及び国の「基本指針」に示された基本理念、サービス基盤整備に関わる基本的な考え方の概略は次のとおりです。



※国の基本指針[平成18年6月26日資料]に基づく。

5 計画の基本理念

(1) 基本理念

障害者自立支援法の趣旨及び国の「基本指針」に示された基本理念を踏まえ、「笠間市障害者計画」における『(案) すべての人が個性を輝かせ 自分らしく そして、支えあい 健やかに暮らせる福祉のまちづくり』という方向性を継承し、障害福祉サービスを推進します。

【基本理念】(案)

すべての人が個性を輝かせ
自分らしく そして、支えあい
健やかに暮らせる福祉のまちづくり

(2) 基本的な視点

基本的視点 1 訪問系サービスの充実

障害のある人に対して、共通の制度のもとで、一元的に訪問系サービスを提供できる体制を構築することが求められています。障害の状態やニーズに応じて、一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと、適切な支援が受けられるよう、訪問により提供されるサービスの充実に努めます。

基本的視点 2 日中系サービスの充実

地域で自立や就労のための訓練を受けたり、職場において定着への支援を受けたり、あるいは必要な介助を受けながら社会とのつながりを持ち、様々な活動のできる場を拡充することが求められています。障害の状態やニーズに応じて、一人ひとりが、自己決定と自己選択の尊重のもと、適切な支援が受けられるよう、日中活動に関するサービスの充実に努めます。

基本的視点 3 地域生活移行の促進

障害のある人本人やその家族が高齢期になっても、住みなれた地域でいつまでも暮らしていけるという安心感が求められています。いわゆる社会的入院などを解消し、地域で安心して暮らせるよう、暮らしの場の確保に向けた居住支援や保健・医療とも連携した自立訓練事業等を進め、地域生活移行の促進に努めます。

基本的視点 4 地域生活支援事業の充実

障害のある人が、地域の中で、様々な情報の提供や相談・支援を受けながら、積極的に外出し、地域の人々と交流し、いきいきと生活できる社会が求められています。障害者自立支援法における地域生活支援事業を実施し、地域における相談・支援や、移動・コミュニケーション支援等の充実に図るとともに、各種の障害福祉サービスを適切かつ効果的に提供できるよう、地域の連携体制の充実に図ります。

第2章 障害者（児）の現状と課題

1 障害者数の推移

障害者数の推移をみると、各障害とも年々増加傾向にあります。ただし、総人口に占める割合は、身体障害者が2.7～3.1%、知的障害者が0.5%、精神障害者が0.1～0.2%と微増ないしはほぼ横ばいとなっています。

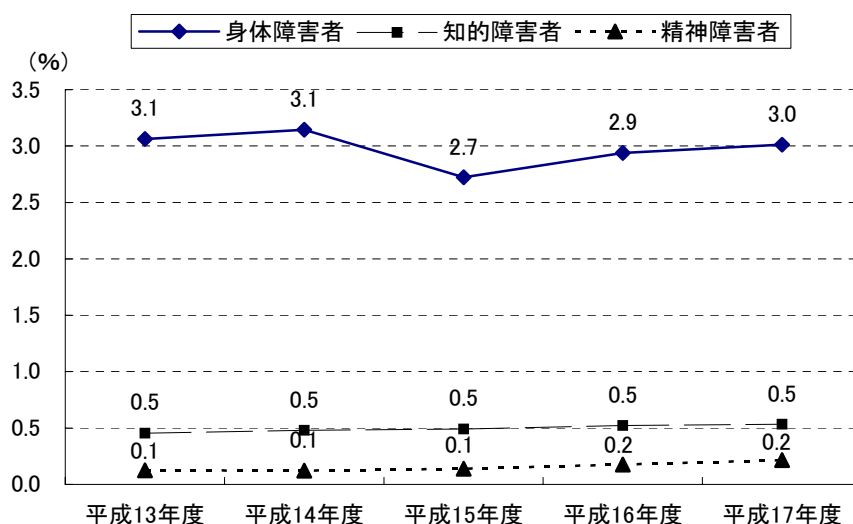
■ 市の障害者数 ■

	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度
総人口	82,584人	82,429人	82,116人	81,961人	82,155人
身体障害者	2,529人	2,592人	2,237人	2,409人	2,474人
知的障害者	374人	394人	404人	427人	439人
精神障害者	102人	100人	115人	145人	176人

※障害者数は、手帳所持者数

資料：人口は「住民基本台帳人口及び外国人登録人口」（各年3月31日現在）
障害者数は社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

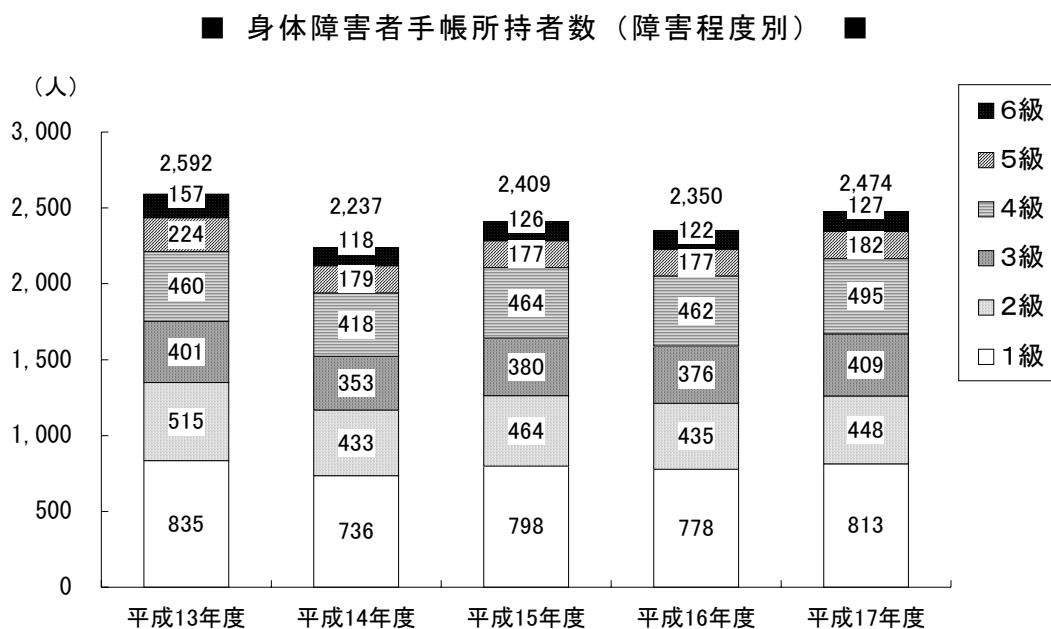
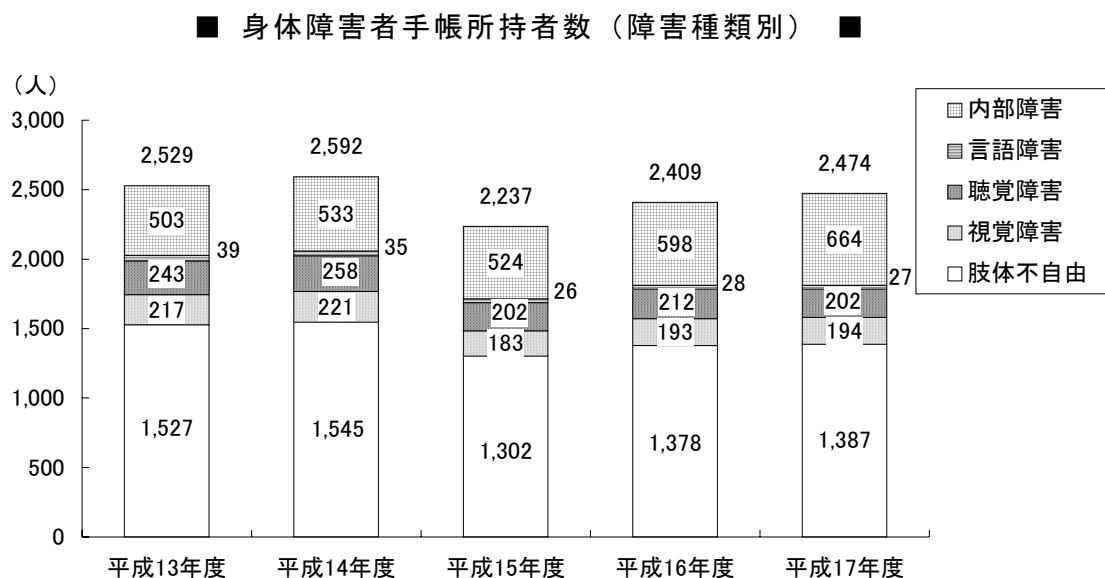
■ 総人口に占める障害者の割合の推移 ■



2 身体障害者の状況

平成18年3月31日現在における身体障害の種類別の状況は、肢体不自由が1,387人（全体の56.1%）と最も多く、次いで内部障害664人（同26.8%）、聴覚障害202人（同8.2%）、視覚障害194人（同7.8%）、言語障害27人（同1.1%）の順となっています。

なお、障害程度別では3級と4級の占める割合が、年々微増しています。

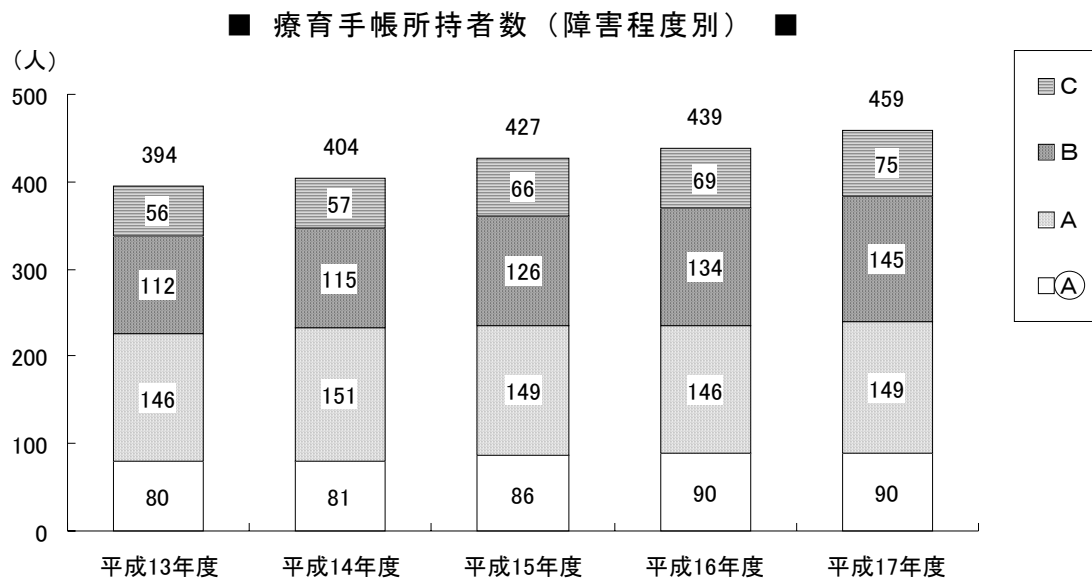


資料：社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

3 知的障害者の状況

平成18年3月31日現在における知的障害の程度別の状況は、㊦が90人（同19.6%）、Aが149人（全体の32.5%）、Bが145人（同31.6%）、Cが75人（同16.3%）となっています。

平成13年度の状況と比較すると、Bの割合が増加しています。



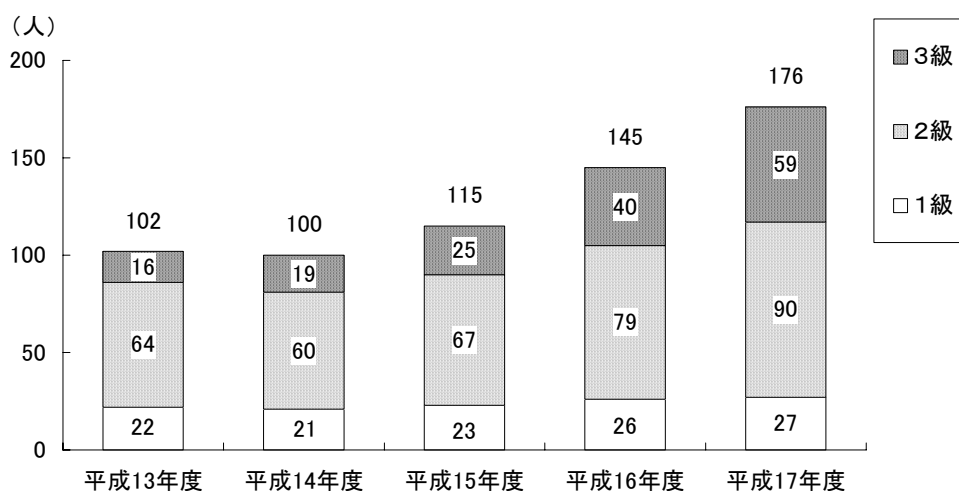
資料：社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

4 精神障害者の状況

平成18年3月31日現在における精神障害者手帳所持者の程度別の状況は、1級が27人（全体の15.3%）、2級が90人（同51.1%）、3級が59人（同33.5%）となっています。また、年々増加傾向がみられ、特に、程度別では3級が増加しています。

なお、精神障害に関する通院医療費公費負担制度の対象者数も、年々増加しており、平成17年度では583人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害程度別） ■



資料：社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

■ 通院医療費公費負担制度対象者 ■

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
合 計	463	498	547	583

資料：社会福祉課調べ（各年3月31日現在）

※通院医療費公費負担制度…精神障害の適正な医療を普及するため、精神障害者が病院、薬局等において通院による精神障害の医療を受ける場合に、その医療に必要な費用の95%を医療保険と公費で負担する制度。

5 サービスの利用状況

(1) 居宅サービス

各種居宅サービスの利用実績は、以下のようになっています。

利用者数では大きな伸びを示しているものではありませんが、利用量では増加しているサービスもみられます。

◆身体障害者◆

	平成15年		平成16年		平成17年		単位
	利用者 実人数	延べ 利用数	利用者 実人数	延べ 利用数	利用者 実人数	延べ 時間数	
居宅介護等事業 (ホームヘルプ)	30	2,767.0	27	4,579.5	25	4,164.0	時間／月
内 身体介護		777.0		1,963.0		1,246.0	時間／月
内 家事援助		1,076.0		1,466.5		1,987.5	時間／月
内 移動介護		727.0		941.0		725.0	時間／月
内 日常生活支援		187.0		209.0		205.5	日数／月
短期入所事業 (ショートステイ)	3	213.0	2	269.0	5	65.0	日数／月

◆知的障害者◆

	平成15年		平成16年		平成17年		単位
	利用者 実人数	延べ 利用数	利用者 実人数	延べ 利用数	利用者 実人数	延べ 時間数	
居宅介護等事業 (ホームヘルプ)	3	751.5	4	165.5	4	185.0	時間／月
内 身体介護		703.5		0.0		0.0	時間／月
内 家事援助		43.0		93.0		57.5	時間／月
内 移動介護		5.0		72.5		127.5	時間／月
短期入所事業 (ショートステイ)	17	971.0	16	1,194.0	12	1,102.0	日数／月

◆精神障害者◆

	平成15年		平成16年		平成17年		単位
	利用者 実人数	延べ 利用数	利用者 実人数	延べ 利用数	利用者 実人数	延べ 時間数	
居宅介護等事業 (ホームヘルプ)	7	537.5	7	453.0	11	471.0	時間／月
短期入所事業 (ショートステイ)	0	0.0	1	8.0	0	0.0	日数／月

資料：社会福祉課調べ（各年10月値）

◆障害児◆

	平成15年		平成16年		平成17年		単位
	利用者 実人数	延べ 利用数	利用者 実人数	延べ 利用数	利用者 実人数	延べ 時間数	
居宅介護等事業 (ホームヘルプ)	3	202.5	9	250.0	3	418.0	時間／月
内 身体介護		0.0		220.5		266.0	時間／月
内 家事援助		0.0		29.5		0.0	時間／月
内 移動介護		202.5		0.0		152.0	時間／月
短期入所事業 (ショートステイ)	11	126.0	23	295.0	7	613.0	日数／月
デイサービス事業	0	0.0	1	35.0	1	94.0	日数／月

資料：社会福祉課調べ（各年10月値）

（２）施設サービス

①日中活動系

平成17年度実績では、身体障害者58人、知的障害者111人、精神障害者23人（10月現在）が各種施設を利用しています。従って、合計192人が日中活動の施設サービスを利用しています。また、地域生活支援センターや小規模作業所の利用もあります。

◆身体障害者◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	利用者の伸び (人)
身体障害者更生施設	2	2	0
身体障害者療護施設	18	19	1
身体障害者授産施設	3	4	1
身体障害者通所授産施設	1	2	1
身体障害者福祉工場	31	31	0
身体障害者小規模通所授産施設	0	0	0
身体障害者小計	55	58	3

◆知的障害者◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	利用者の伸び (人)
知的障害者更生施設（入所）	92	93	1
知的障害者更生施設（通所）	0	1	1
知的障害者授産施設（入所）	9	5	0
知的障害者授産施設（通所）	8	12	4
知的障害者福祉工場	0	0	0
知的障害者小規模通所授産施設	0	0	0
知的障害者小計	109	111	6

◆精神障害者◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	利用者の伸び (人)
精神障害者生活訓練施設	0	2	2
精神障害者入所授産施設	0	1	1
精神障害者通所授産施設	1	2	1
精神障害者福祉工場	0	0	0
精神障害者小規模通所授産施設	17	18	1
精神障害者小計	18	23	5

※登録者数（各年10月現在）

◆デイサービス◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	利用者の伸び (人)
身体障害者デイサービス	1.2	2.7	1.5
知的障害者デイサービス	4.9	11.1	6.1

※1日あたりの平均利用者数（各年10月現在）

◆地域生活支援センター◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	利用者の伸び (人)
精神障害者地域生活支援センター	-	7.2	7.2

※登録者数

◆小規模作業所◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	利用者の伸び (人)
小規模作業所	13	14	1

※市民の利用者数

資料：社会福祉課調べ

②居住系

平成17年度実績では、身体障害者25人、知的障害者98人、精神障害者3人が各種施設を利用しています。また、グループホームを計6人、精神障害者福祉ホームを1人が利用しており、総計133人が居住系のサービスを利用しています。

◆身体障害者◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	利用者の伸び
身体障害者更生施設	2	2	0
身体障害者療護施設	18	19	1
身体障害者授産施設	3	4	1
身体障害者小計	23	25	2

◆知的障害者◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	利用者の伸び
知的障害者更生施設（入所）	92	93	1
知的障害者授産施設（入所）	9	5	-4
知的障害者小計	101	98	-3

◆精神障害者◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	利用者の伸び
精神障害者生活訓練施設	0	2	2
精神障害者入所授産施設	0	1	1
精神障害者小計	0	3	3

◆GH等◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	利用者の伸び
知的障害者通所寮	0	0	0
知的障害者グループホーム	3	4	1
精神障害者グループホーム	2	2	0
GH等居住系サービス合計	5	6	1

◆GH等◆

	平成16年実績 (人)	平成17年実績 (人)	利用者の伸び
身体障害者福祉ホーム	0	0	0
知的障害者福祉ホーム	0	0	0
精神障害者福祉ホーム	0	1	0
3障害福祉ホーム合計	0	1	1

資料：社会福祉課調べ

6 雇用の状況

（１）水戸公共職業安定所（笠間出張所）における雇用の状況

水戸公共職業安定所（笠間出張所）の所管内の障害者雇用状況は、平成18年度で5.15%と、全国、県に比べ、雇用率が非常に高い状況にあります。その大きな理由としては、市内（鯉淵）に茨城福祉工場があるためです。

なお、法定雇用率は、一般の民間企業で1.8%、特殊法人や県、地方公共団体では2.1%（県の教育委員会は2.0%）となっており、茨城県は1.48%と1.8%を下回っています。

■ 障害者の雇用率（ハローワーク） ■

	平成15年度 （％）	平成16年度 （％）	平成17年度 （％）	平成18年度 （％）
全国	1.48	1.46	1.49	1.52
茨城県	1.44	1.36	1.41	1.48
水戸公共職業安定所（笠間出張所）	4.04	3.80	4.26	5.15

7 アンケート調査結果の概要

将来にわたって、快適に安心して暮らせる福祉のまちづくりをめざして策定する「障害福祉計画」等の基礎資料とすることを目的として実施しました。

■ 障害福祉にアンケート調査概要 ■

◆ 調査設計 ◆

調査対象	市内在住の各手帳所持者 (身体障害者手帳をお持ちの方、療育手帳をお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方)	
標本数	2,289人	
調査方法	郵送法(郵送配布一郵送回収)	
調査期間	平成18年8月10日～8月31日	
調査項目	(1) 障害をお持ちの方ご本人について (2) 生活場所について (3) 将来の生活場所について (4) 日頃の活動状況について (5) 教育について	(6) 就労や活動状況について (7) 情報や相談について (8) 外出について (9) 災害時の避難について (10) 福祉サービスについて (11) 保健医療について

◆ 回収状況 ◆

標本数	総回収数	有効回収数	有効回収率
2,289件 身体：1,893件 知的：269件 精神：127件	1,338件	1,326件	57.9%

(1) 対象者の属性

①調査票記入者

身体障害者及び精神障害者では「本人が回答」、知的障害者では「家族が回答」が多くなっています。

(%)

	調査数	代 本人 筆 含 む が 回 答	家 族 が 回 答	の そ 他 の 回 答 人	無 回 答
全 体	1,326	49.6	18.6	1.7	30.1
身体障害者	1,060	53.4	14.4	1.1	31.0
知的障害者	169	21.9	53.3	5.3	19.5
精神障害者	98	62.2	10.2	1.0	26.5

②年齢

年齢は、身体障害者では75歳以上が3割台半ばを占めています。知的障害者では20歳未満～29歳が58.5%と多く、精神障害者では30～39歳が31.6%と多くなっています。

(%)

	調査数	2 0 歳 未 満	2 0 ～ 2 9 歳	3 0 ～ 3 9 歳	4 0 ～ 4 9 歳	5 0 ～ 5 9 歳	6 0 ～ 6 4 歳	6 5 ～ 6 9 歳	7 0 ～ 7 4 歳	7 5 歳 以 上	無 回 答
全 体	1,326	5.2	5.1	8.1	7.8	13.9	8.1	10.3	11.2	28.7	1.6
身体障害者	1,060	1.6	2.5	4.6	6.6	14.4	9.2	12.3	13.3	34.5	0.9
知的障害者	169	32.5	26.0	20.1	4.1	9.5	2.4	0.6	2.4	0.6	1.8
精神障害者	98	1.0	6.1	31.6	26.5	16.3	6.1	5.1	2.0	4.1	1.0

(2) 生活の場の状況と希望

①現在の住まい

現在の住まいは、いずれも「自分や家族の持ち家」が多数を占めており、特に、身体障害者では約8割となっています。また、精神障害者は、「民間の借家や賃貸アパート・マンションなど」が22.4%と、他に比べて高くなっています。

(%)

	調査数	福祉施設	自分や家族の持ち家	民間の借家や賃貸アパート・マンション等	県営住宅、市営住宅	社宅や会社の寮、官公署等の住宅	グループホーム等の共同生活ができる住まい	その他	無回答
全 体	1,326	7.5	76.8	7.2	1.4	1.6	0.3	1.4	3.8
身体障害者	1,060	6.8	79.1	5.8	1.6	2.0	0.2	1.5	3.1
知的障害者	169	15.4	68.6	7.1	-	-	1.2	1.2	6.5
精神障害者	98	3.1	64.3	22.4	2.0	-	1.0	2.0	5.1

②今後希望する生活形態

今後希望する生活形態としては、いずれも「自分や家族の持ち家で生活したい」が多く、特に、身体障害者は7割を超えています。

また、知的障害者は、「入所型の障害者施設」が22.5%と、他とは違った点もみられます。

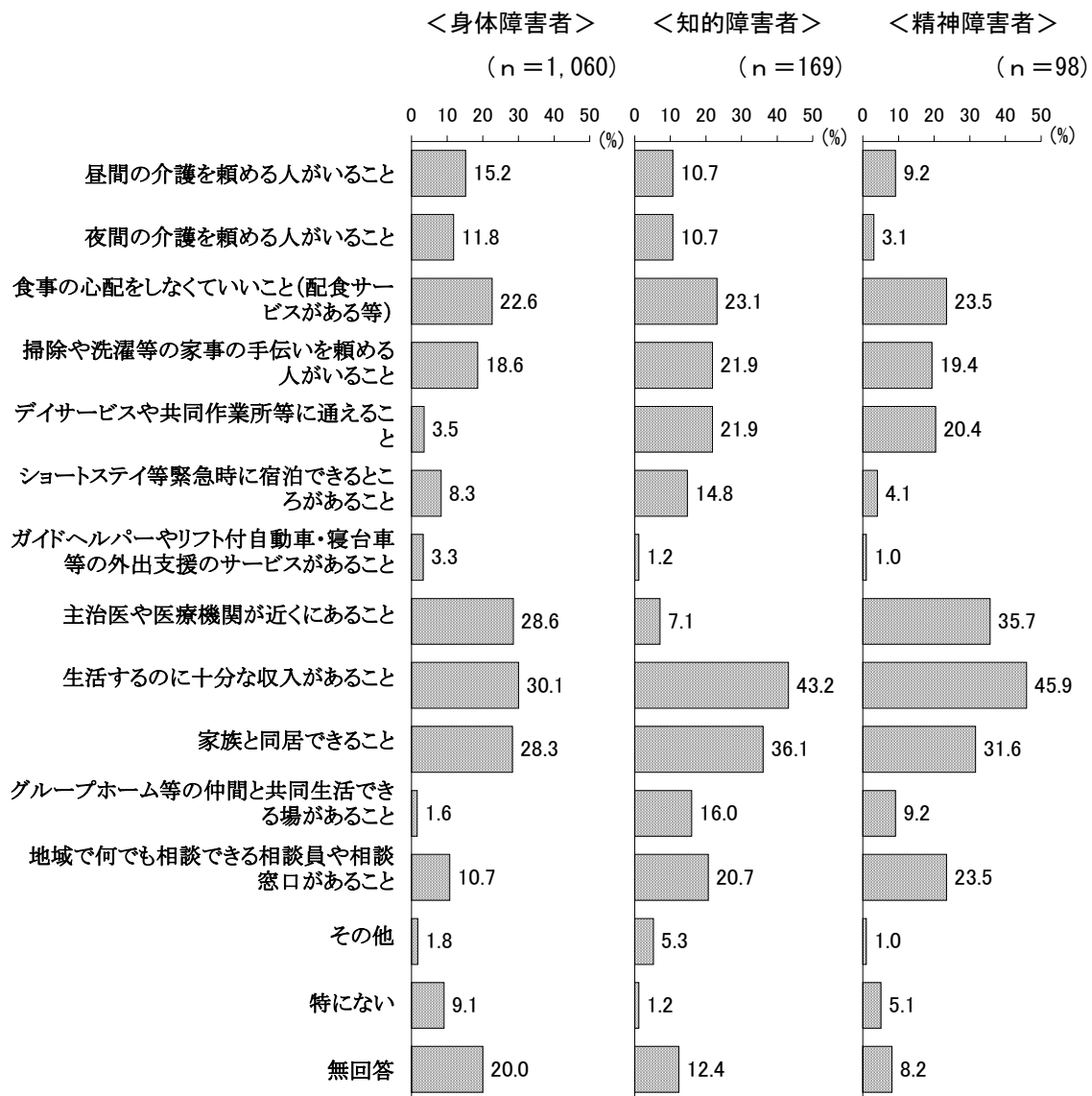
(%)

	調査数	家族のいる自宅（持ち家、借家など）	ひとりアパートなど民間の借家、公営住宅	社宅、寮	間借り、住み込み	入所型の障害者施設	入所型の老人施設	病院	グループホーム	その他	わからない	無回答
全 体	1,326	70.7	3.7	0.4	0.2	6.9	4.3	0.8	1.6	0.3	6.1	5.1
身体障害者	1,060	73.2	3.1	0.5	-	5.1	5.1	1.0	0.5	0.3	5.9	5.3
知的障害者	169	55.0	3.0	-	-	22.5	0.6	-	6.5	0.6	9.5	2.4
精神障害者	98	66.3	9.2	-	2.0	5.1	2.0	-	4.1	-	5.1	6.1

②－１ 自宅や地域で生活できる条件

自宅や地域で生活できるための条件としては、いずれも「生活するのに十分な収入があること」（身体：30.1％ 知的：43.2％ 精神：45.9％）が最も高くなっています。

このほか、身体障害者は「主治医や医療機関が近くにあること」（28.6％）、「家族と同居できること」（28.3％）が続いています。知的障害者は、「家族と同居できること」（36.1％）が3割台半ばを超えています。精神障害者は、「主治医や医療機関が近くにあること」（35.7％）、「家族と同居できること」（31.6％）の2項目が続いています。



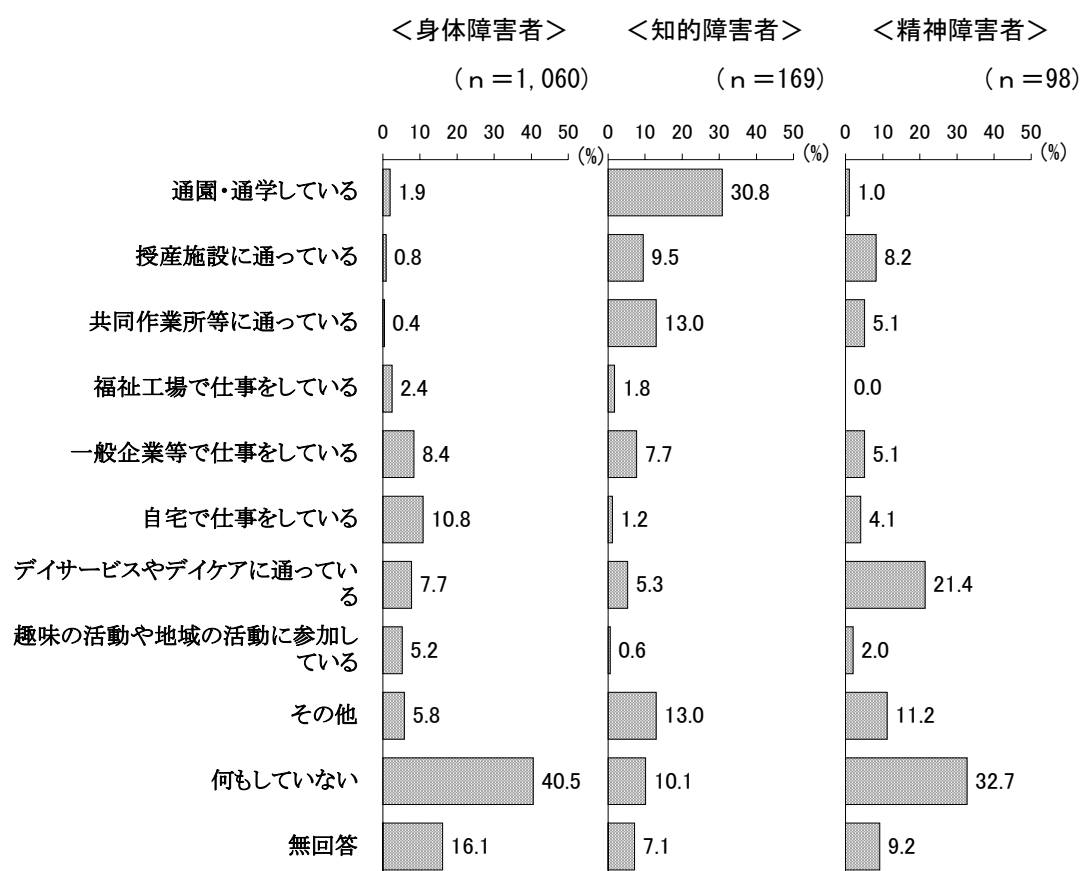
(3) 日中活動の状況と希望

①現在の活動状況

日中の主な活動としては、身体障害者では、「自宅で仕事をしている」(10.8%)、「一般企業等で仕事をしている」(8.4%)、「デイサービスやデイケアに通っている」(7.4%)が1割前後となっています。一方で、「何もしていない」(40.5%)が4割を超え他の障害種別に比べて高くなっています。

知的障害者では、「通園・通学している」(30.8%)が3割を超え最も高くなっています。

精神障害者では、「デイサービスやデイケアに通っている」(21.4%)が2割を超えていますが、「何もしていない」(32.7%)が3割を超え高くなっています。



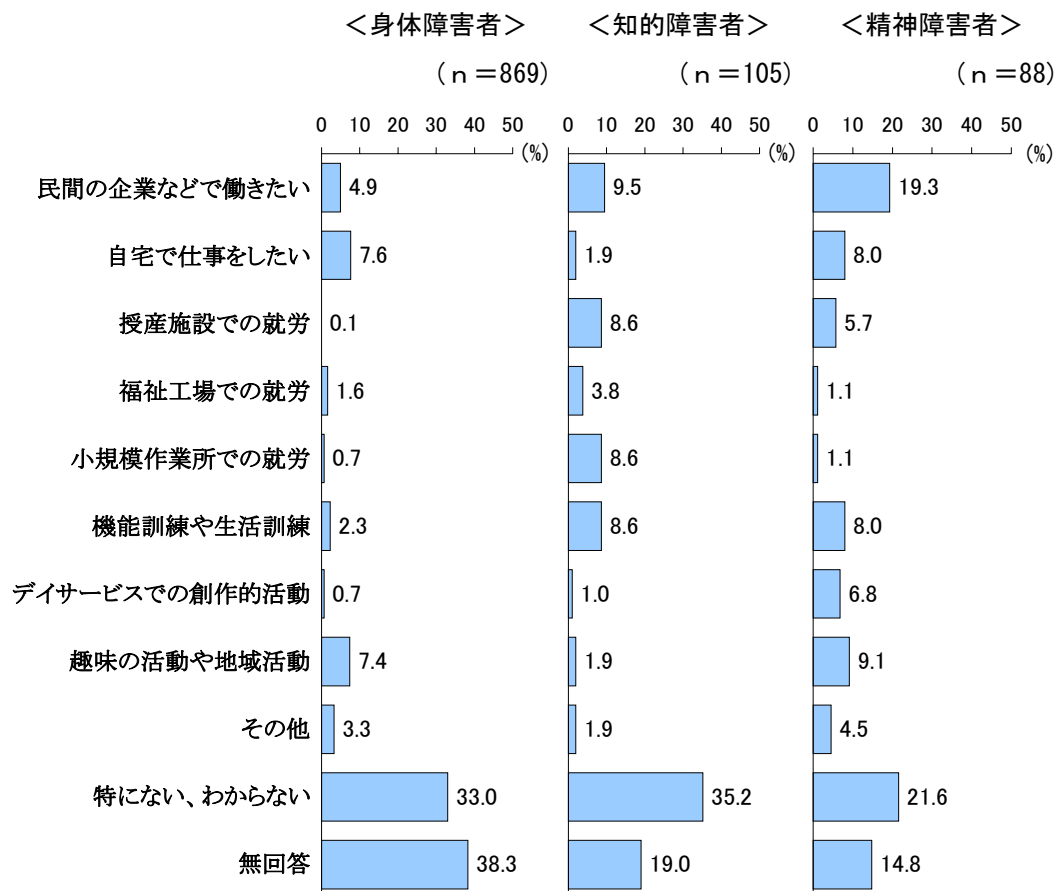
② 5年後にしたい活動

5年くらい後にしたい活動としては、いずれも「特にない、わからない」（身体：33.0% 知的：35.2% 精神：21.6%）が高くなっています。

一方で、活動したいものをみると、身体障害者では、「自宅で仕事をしたい」（7.6%）、「趣味の活動や地域活動」（7.4%）が約1割となっています。

知的障害者では、「民間の企業などで働きたい」（9.5%）、「授産施設での就労」と「小規模作業所での就労」、「機能訓練や生活訓練」（いずれも8.6%）の3項目が約1割となっています。

精神障害者では、「民間の企業などで働きたい」（19.3%）が約2割で比較的高くなっています。

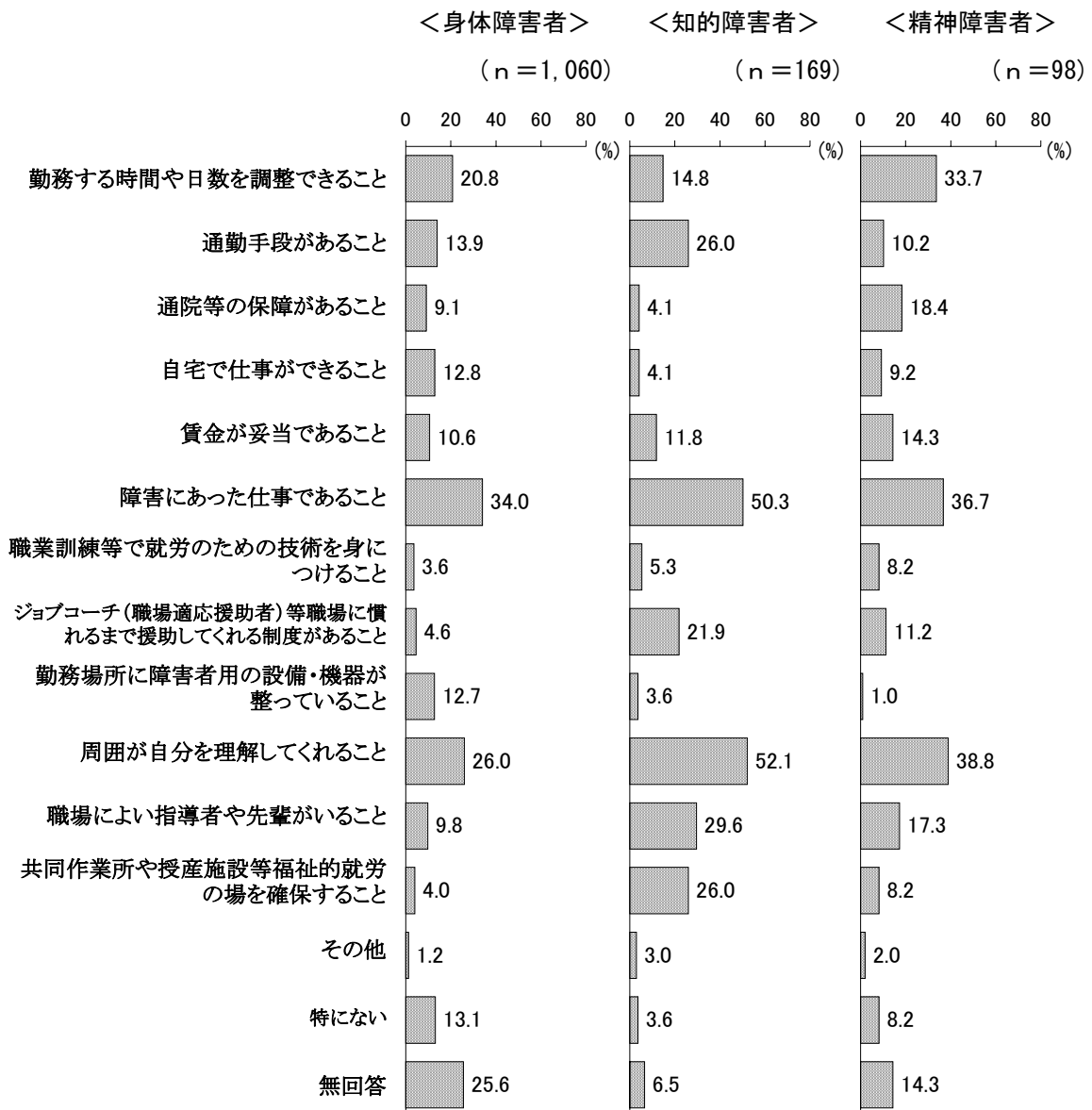


③障害のある人が働くために大切な環境整備

障害者が働くために大切な環境整備としては、身体障害者では、「障害にあった仕事であること」(34.0%)が3割台半ば近く最も高くなっており、「周囲が自分を理解してくれること」(26.0%)、「勤務する時間や日数を調整できること」(20.8%)などが2割台で続いています。

知的障害者では、「周囲が自分を理解してくれること」(52.1%)と「障害にあった仕事であること」(50.3%)が半数を超え、他の障害種別に比べて高くなっています。

精神障害者は、「周囲が自分を理解してくれること」(38.8%)と「障害にあった仕事であること」(36.7%)がおおむね並び、「勤務する時間や日数を調整できること」(33.7%)が続いています。



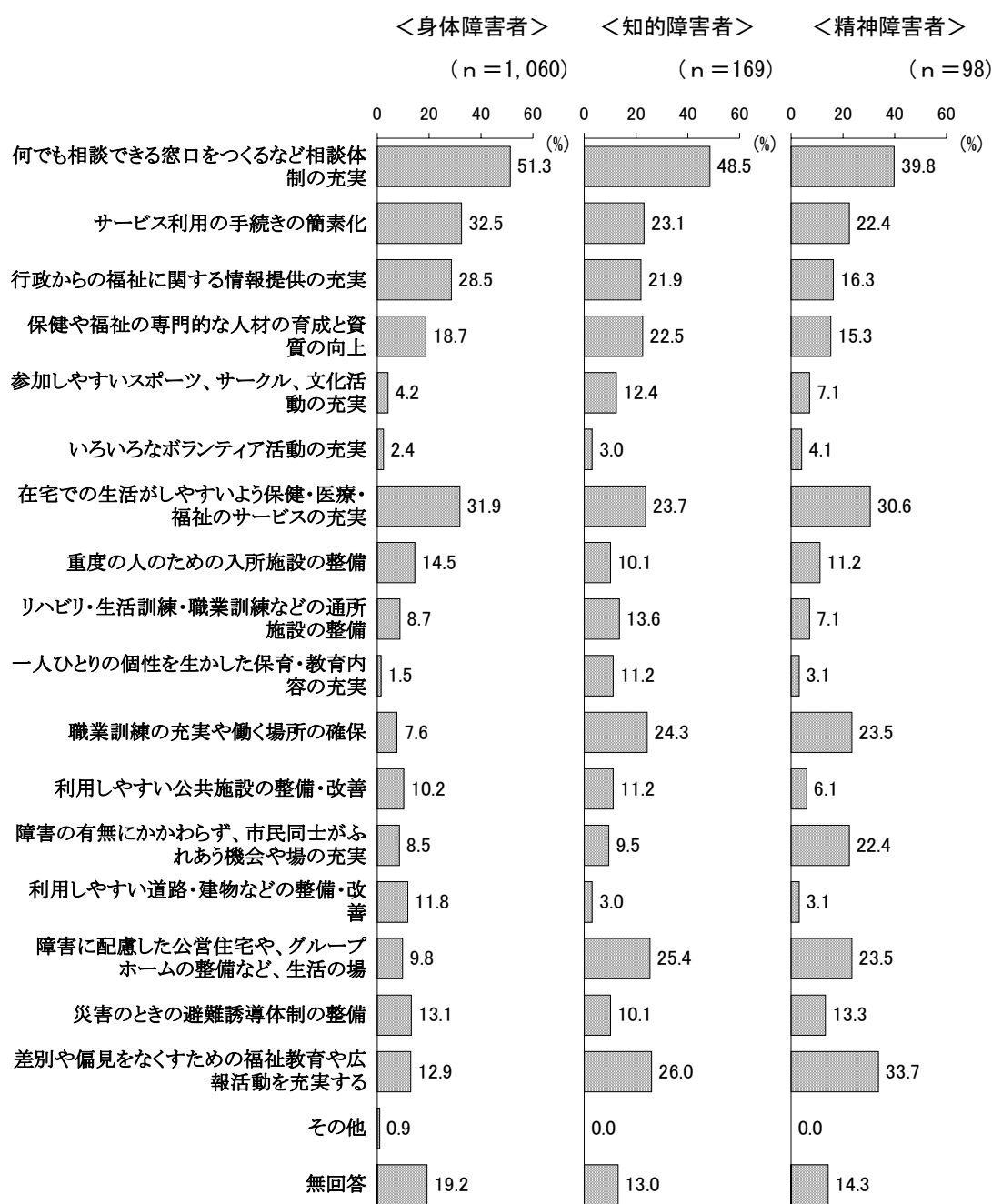
（４）障害のある人にとって住みよいまちづくりに必要なこと

障害のある人にとって住みよいまちにするため必要なこととしては、いずれも「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」（身体：51.3％ 知的：48.5％ 精神：39.8％）が最も高くなっており、特に、身体障害者は半数を超えています。

このほか、身体障害者では、「サービス利用の手続きの簡素化」（32.5％）や「在宅での生活がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」（31.9％）、「行政からの福祉に関する情報提供の充実」（28.5％）が3割前後で続いています。

知的障害者では、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動を充実する」（26.0％）と「障害に配慮した公営住宅や、グループホーム整備など、生活の場」（25.4％）が2割台半ばを超え、「職業訓練の充実や働く場所の確保」（24.3％）、「在宅での生活がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」（23.7％）などが僅差で続いています。

精神障害者では、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動を充実する」（33.7％）と「在宅での生活がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」（30.6％）が3割を超え高くなっています。



(5) まとめと課題

①生活の場

現在の生活の場としては「自分や家族の持ち家」が3障害共通で多く、今後希望する生活形態としても、「家族のいる自宅」への要望は高くなっており、在宅志向に基づいた各種施策が求められます。

その際、自宅や地域生活で生活できる条件としては、「生活するのに十分な収入があること」、「主治医や医療機関が近くにあること」、「家族と同居できること」のほか、「地域で何でも相談できる相談員や相談窓口があること」が必要という声が高くなっており、これらのサービスの十分な確保が課題となります。

②日中活動

日中の活動状況としては、身体障害者では「何もしていない」、知的障害者では「通園・通学をしている」、精神障害者では「デイサービスやデイケアに通っている」が多くなっています。

5年後にしていきたい活動として、今のところ3障害共通で「特にない、わからない」が多くなっていますが、一方で、精神障害者では「民間の企業などで働きたい」という声もあげられています。

今後も、民間の企業や行政、授産施設や作業所、自宅などで働く場を設けたり、デイサービスセンターなどで定期的に訓練・介護（入浴など）を受けるサービス確保は課題であり、なおかつ、「特にない、わからない」という声が多数を占めないよう、障害者が生活する上での目的づくり、そして、サービスに関する情報の周知も課題となります。

また、働くために大切な環境としては、「障害にあった仕事であること」、「周囲が自分を理解してくれること」がいずれの障害者でも高くなっているとともに、知的障害者では「職場により指導者や先輩がいること」、「共同作業所や授産施設など福祉的就労の場を確保すること」、「通勤手段があること」が、精神障害者では「勤務する時間や日数を調整できること」も多くなっており、障害にあった仕事を調整できる場や機能の確保が必要です。

③行政への要望

住みよいまちづくりに必要なこととして、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」、「在宅での生活がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」、「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動を充実する」が3障害共通で多くなっています。

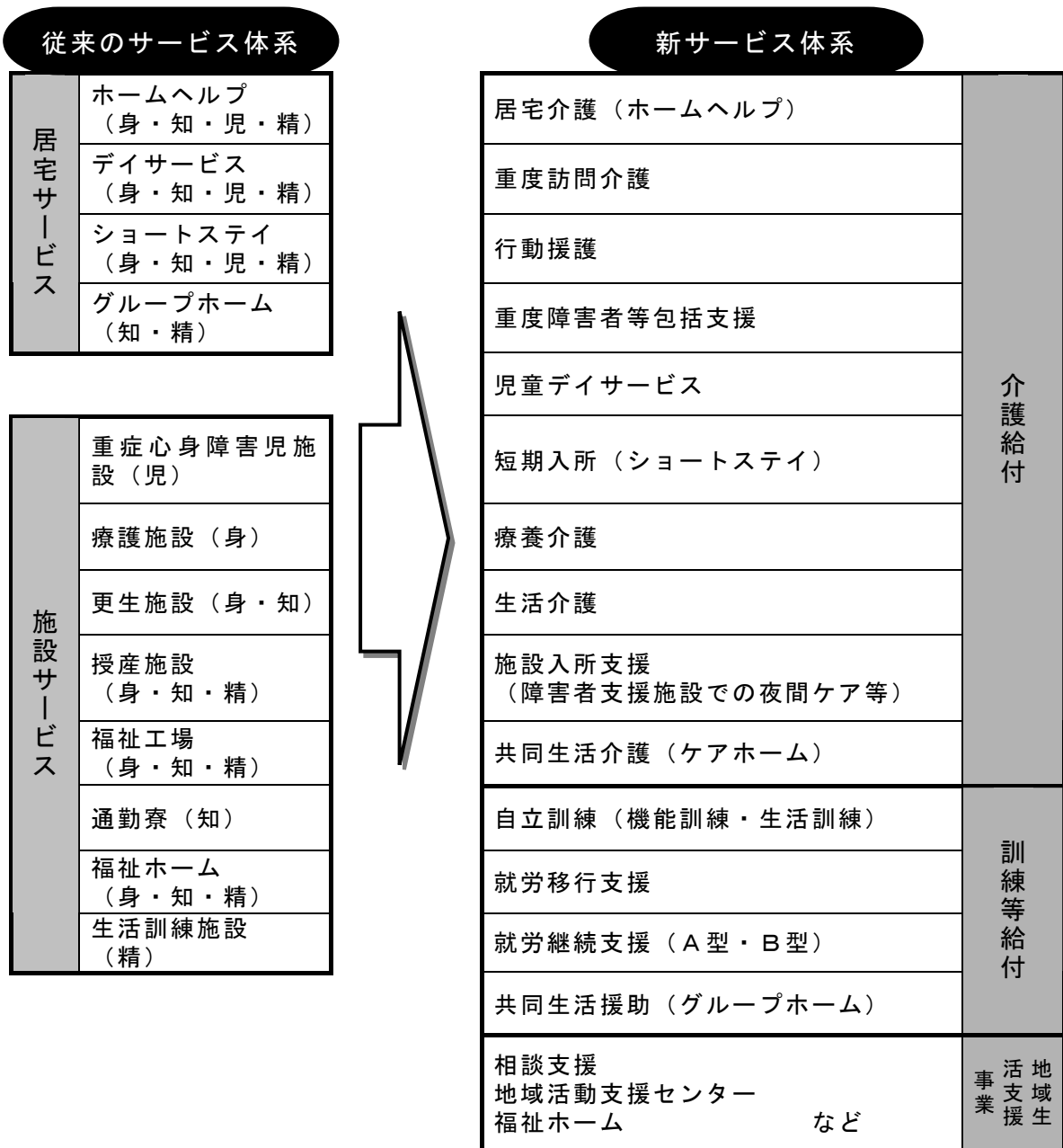
それとともに、知的障害者と精神障害者では、「職業訓練の充実や働く場所の確保」、「障害に配慮した公営住宅や、グループホーム整備など、生活の場」なども多くなっており、相談を含めたサービスの確保や意識啓発活動のほか、住居の問題や就労先についても要望があげられていることがわかります。

第3章 事業計画

1 新サービス体系への移行について

従来のサービス体系は、障害種別、利用種別ごとに複雑な体系となっていました。障害者自立支援法では、障害の種別に関わらず、障害のある人が必要とするサービスを利用できるよう、以下のように従来のサービスが再編成されました。

■新サービス体系への移行■



※「介護給付」と「訓練等給付」をあわせたものを「障害福祉サービス」といいます。

この「障害福祉サービス」＋「相談支援」が、「市町村障害福祉計画」で見込量を定める事とされているサービスです。

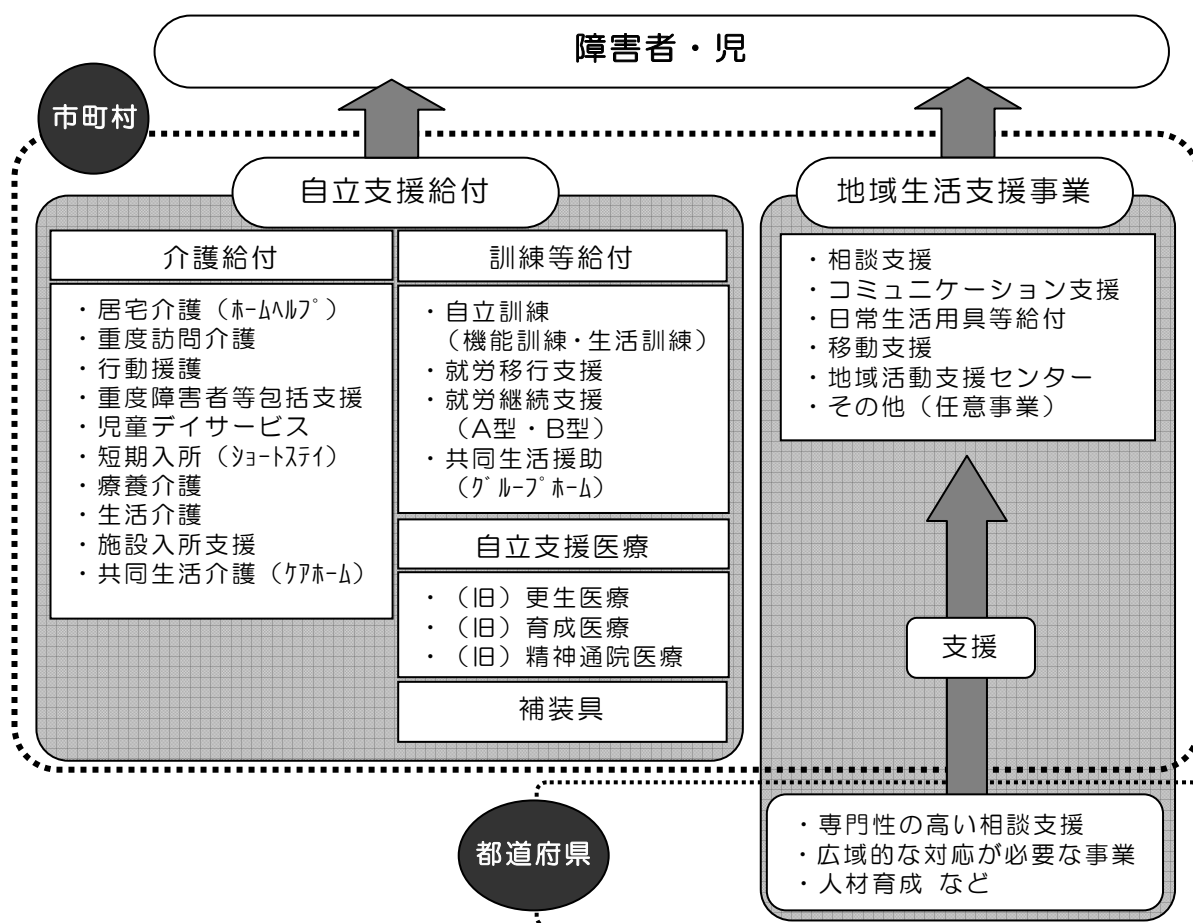
2 障害福祉サービスの全体像

障害者自立支援法では、基本的なサービスの種類が規定されており、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「自立支援給付」には、介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」、従来の精神通院医療、更生医療、育成医療を統合した「自立支援医療」、身体機能を補完、代替する補装具を購入する費用を支給する「補装具」があります。

「地域生活支援事業」には、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業の必須5事業と、地域の利用者の状況に応じて各市町村が実施するその他の任意事業があります。

■ 障害福祉サービスの全体像 ■

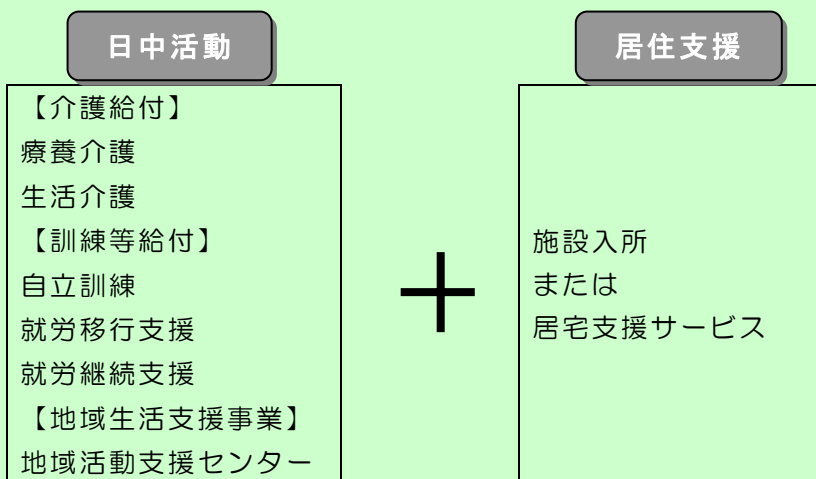


また、障害者自立支援法に規定される障害のある人へのサービスは、障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、サービスを利用する当事者の能力や状況に応じた個別の支援が行われます。

特に入所施設のサービスにおいては、昼間のサービスである「日中活動の場」と夜間のサービスである「住まいの場」を分けることにより、複数のサービスを、利用者がそれぞれの状況に応じて組み合わせて利用することが可能となります。

■ 施設におけるサービス提供 ■

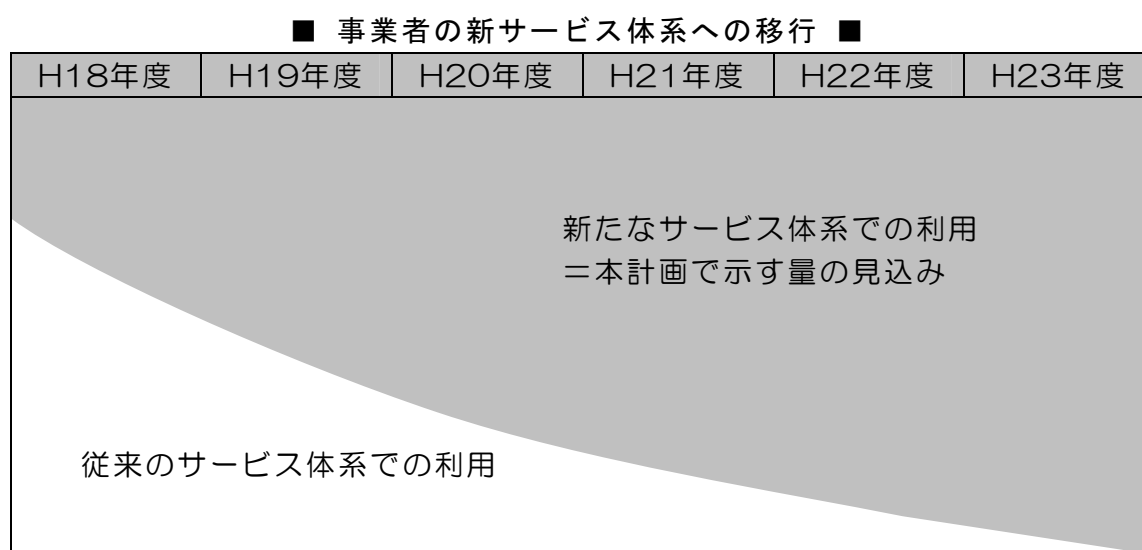
従来の施設サービスにおいては、昼間は「介護給付」又は「訓練等給付」のうちから、また夜間は入所者の身辺介護や生活支援のための「施設入所支援」を行う「住まいの場」としての役割を果たすことになります。



3 見込量の設定について

この計画では、「指定障害福祉サービス」（「介護給付」と「訓練等給付」を合わせたもの）及び「地域生活支援事業」の各事業について見込量を定めます。

なお、施設によって提供されるサービスに関しては、新たなサービス体系への移行期間が概ね5年程度定められています。このため、計画期間中は従来のサービス体系で利用する人と新たなサービス体系で利用する人との両方が存在することになりますが、自立支援法に基づく本計画においては、新たなサービス体系で利用する人に関してそのサービス量を見込量として設定します。



（１）障害者数の推計

市の障害者数（手帳所持者数）は緩やかに増加してきました。計画期間中もこの傾向は続くものと考えられ、平成20年度には合計3,134人、平成23年度には合計3,166人となるものと見込まれます。

■ 障害者数推計値 ■

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
身体障害者	2,456	2,437	2,419	2,357
知的障害者	454	470	485	527
精神障害者	194	212	230	282
障害者数合計	3,104	3,119	3,134	3,166

※数値は各手帳所持者数

(2) 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、全国どこでも必要なサービスが受けられるよう設けられたサービスであり、提供されるサービスについて見込量を定めます。

指定障害福祉サービスにおいては、支援費制度等における利用実績を基に、国や県の示す新体系サービスへの移行に関する考え方との整合を図りつつ、手帳所持者の増加傾向や利用率の伸びなど市の状況を考慮して見込量を算出します。

また、これらの指定障害福祉サービスを複数利用し、かつ施設や自立訓練、グループホーム等の利用調整機能を有するサービスを利用しない人に対して提供される、指定相談支援（サービス利用計画作成支援）についても見込量を算出します。

■ 指定障害福祉サービス ■

	訪問系サービス	日中系サービス	居住系サービス
介護給付	居宅介護 行動援護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援	生活介護 児童デイサービス 療養介護 短期入所（ショートステイ）	共同生活介護（ケアホーム） 施設入所支援
訓練等給付		自立訓練（機能訓練・生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型・B型）	共同生活援助（グループホーム）

(3) 地域生活支援事業

障害者自立支援法では、障害のある人の地域での生活をより効果的に支援するために、市町村が実施主体となり地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業が位置づけられています。市では、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援といった必要不可欠な支援を中心に地域生活支援事業として以下の事業を実施します。

地域生活支援事業においては、従来提供されてきたサービスにおける利用実績を基に、手帳所持者の増加傾向や利用率の伸びなど市の状況を考慮して見込量を算出します。

また、障害者自立支援法では、相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす協議の場として「地域自立支援協議会」が位置づけられています。

市においても、「地域自立支援協議会」を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施、地域における障害のある人を支えるネットワークの構築や市内の資源の開発・改善に向けた地域関係機関の連携のあり方、地域における様々な支援策等について検討します。

■ 地域生活支援事業メニュー ■

事業メニュー		
(1) 相談支援事業	①相談支援事業	相談支援機能強化事業 (地域自立支援協議会を設置)
		住宅入居等支援事業
		障害者相談支援事業
		成年後見制度利用支援事業
(2) コミュニケーション支援事業	①手話通訳者派遣事業	
	②要約筆記者派遣事業	
(3) 日常生活用具給付等事業		
(4) 移動支援事業		
(5) 地域活動支援センター機能強化事業	①基礎的事業	
	②地域活動支援センターⅠ型	
	③地域活動支援センターⅡ型	
	④地域活動支援センターⅢ型	
(6) その他の事業	①福祉ホーム事業	
	②訪問入浴サービス事業	
	③更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	
	④日中一時支援事業	
	⑤生活サポート事業	
	⑥社会参加促進事業	

■ 地域自立支援協議会の役割 ■

地域自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し中核的な役割を果たす場として、市が設置し、定期的に協議を行います。

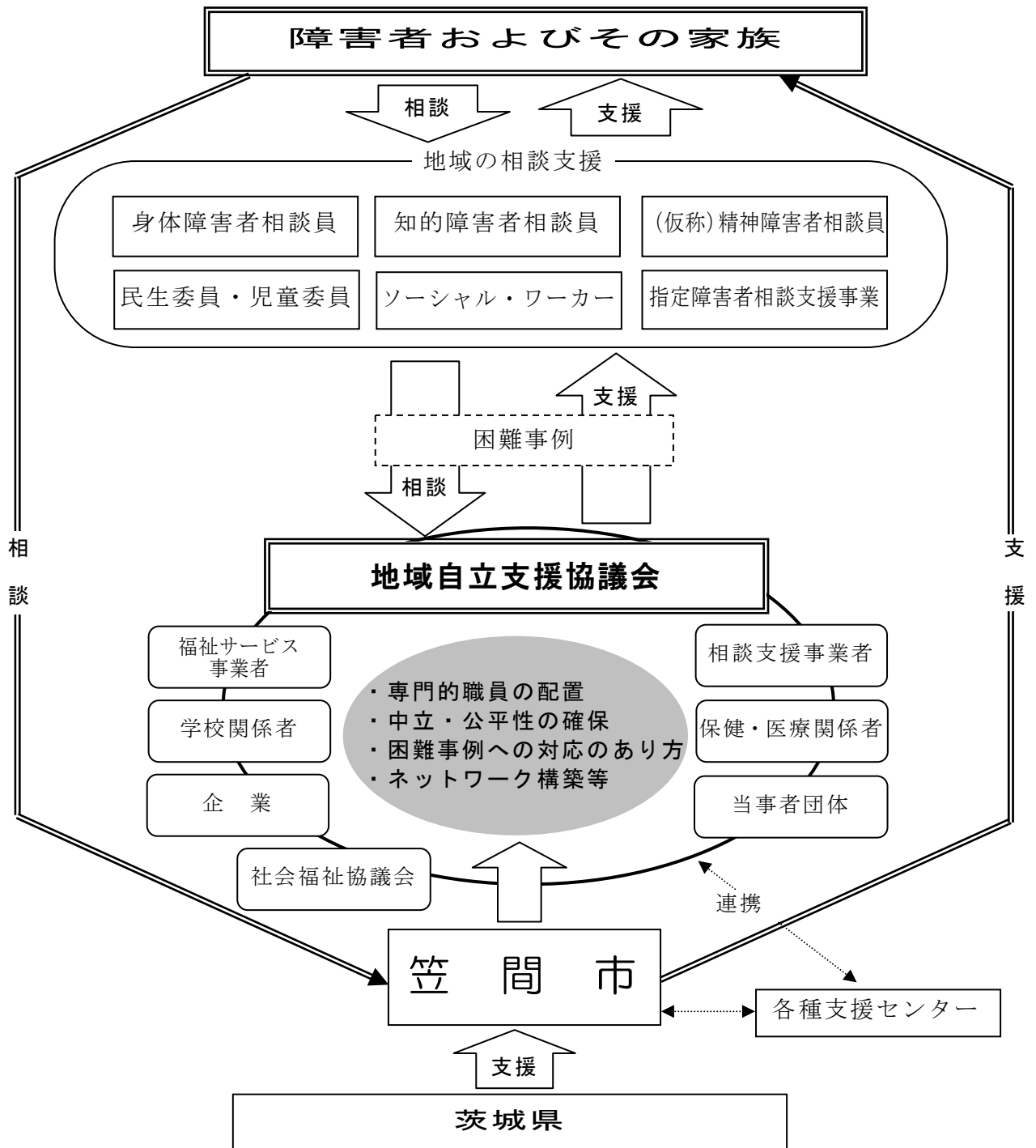
【構成メンバー（想定例）】

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係者、企業、障害者団体、学識経験者など、市の実情を話し合えるよう幅広いメンバーで構成します。

【主な機能】

- ・ 中立・公正を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議と調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催します）
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 地域の社会資源の開発と改善に向けた協議
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び県の相談支援体制整備事業の活用に関する協議
- ・ 権利擁護や就労支援など、分野別のサブ協議会等の設置、運営 等

【自立支援協議会を中心とした連携イメージ】



4 23年度における目標値

数値は、暫定値をイメージとして挿入している。
そのため、今後、変化する可能性がある。

地域生活移行や就労支援といった新たな課題に関し、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次のような数値目標を設定します。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現行体系で福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、平成23年度末までに地域生活に移行する人数の目標を設定します。

■ 【参考】国の基本方針 ■

- ・ 現時点の入所施設の入所者数の1割以上が地域生活へ移行する。
- ・ 平成23年度末時点の施設入所者数を現時点の施設入所者数から7%以上削減する。

【目標値】

項目	人数	備考
施設入所数（A）	126人	平成17年10月実績
【目標値】地域生活移行数（B）	10人	（A）のうち、平成23年度末までに地域生活へ移行する者の目標数
地域生活移行率	7.9%	（B／A）
新たな施設入所支援利用者（C）	0人	平成23年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込
平成23年度末の入所者数（D）	116人	平成23年度末の利用人員見込 （A－B＋C）
【目標値】入所者削減見込（E）	10人	差引減少見込数（A－D）
削減率	7.9%	（E／A）

※「平成17年10月の入所者数（A）」は、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設に入所している者の合計数

【目標の達成に向けて】

- グループホーム、ケアホームなどの生活基盤整備については、周辺市町と連携し、必要な量の確保に努めます。
- 地域生活への移行に際しては、居住の場だけでなく、ホームヘルプサービスやショートステイ、日中活動の場、身近な相談先などが必要となります。このため、地域での生活を支える各種サービスをあわせて充実していきます。
- また、地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の理解が重要となるため、様々な機会を捉えてノーマライゼーションの理念の啓発に取り組みます。

（２）入院中の精神障害者の地域生活への移行

平成23年度末までに、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者（「退院可能精神障害者」）が退院することを目指します。そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込みつつ、平成23年度末までの退院可能精神障害者数の減少目標を設定します。

■ 【参考】 国の基本方針 ■

- ・平成14年における退院可能精神障害者数のうち、市町村及び都道府県が定める数を設定する。

【目標値】

項目	人数	備考
退院可能な精神障害者数	38人	平成14年患者調査に基づく退院可能精神障害者数から、各市町村の数値として県が算出した値
【目標値】減少数	38人	上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

【目標の達成に向けて】

- 精神福祉の分野では地域の受け皿がまだまだ不足しており、特に日中活動の場となる通所施設について、関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、既存の事業や施設の活用方法などを検討し、受け皿づくりを支援していきます。
- 日中活動の場以外にも、身近な相談先や専門的な相談支援、地域活動のメニューなどについても充実する必要があります。「地域自立支援協議会」での検討を中心に、各種関連機関や団体、ボランティアと連携し、地域における様々なサポート体制づくりに取り組みます。
- また、地域における精神保健福祉の推進には、住民一人ひとりの正しい理解が不可欠です。精神障害に対する住民の理解を深めるため、様々な機会を捉えて啓発に取り組みます。

（３）福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する人数の目標を設定します。

■ 【参考】国の基本方針 ■

- ・現時点の一般就労への移行実績の４倍以上とすることが望ましい。
- ・平成23年度までに平成17年度の福祉施設の利用者のうち、２割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、３割は就労継続支援（Ａ型）事業を利用することを目指す。

【目標値】

項目	人数	備考
現在の年間一般就労者数（実績）	０人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】年間一般就労者数	２人	平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数

【目標の達成に向けて】

- 十分な数の就労支援事業者が確保できるよう、周辺市町と連携を取りながら広く情報収集・提供を行い、多様な事業者の参入を促していきます。
- 公的分野に関しては、短時間雇用や臨時職員としての採用など、就労意向を持つ人の意向と適性に応じた多様な就労形態を検討するとともに、新規の仕事内容の開拓を行い、就労先の拡大に率先して取り組みます。
- 「地域自立支援協議会」での検討を中心に、就労先開拓はもちろんのこと、雇う側と雇われる側の意向調整や事業所での実習訓練、就労後の定着支援、さらには再チャレンジ支援など、一般就労に関わる支援を様々な観点から見直し、市内の就労支援策の充実に努めます。
- また、一般就労への移行を進めるためには、本人や受け入れ側の努力だけでなく、それに関わる全ての人の見守りや支えが大切であり、地域住民全員の協力が得られるよう、啓発と理解促進に努めます。

5 指定障害福祉サービスの見込

(1) 訪問による介護サービスの確保（訪問系サービス）

①居宅介護【介護給付】

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるように、訪問系サービスの整備を進めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービス見込量】

○見込量は、平成20年度に6,202.8時間、23年度には6,702.7時間と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等 包括支援	5,728.3時間	5,990.7時間	6,202.8時間	6,702.7時間

※数値は居宅介護全体。一月あたり利用時間及び利用人数

【見込量確保に向けて】

- ・現状では訪問系サービス提供事業者が管内に21事業所ありますが、新しい制度の定着や地域移行の促進に伴いサービス利用が増加した場合にも対応できるよう、事業者に対し情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。
- ・サービスの質の向上を図るため、サービスの担い手となる事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行っていきます。

(2) 日中の活動の場とサービスの確保（日中系サービス）

①「施設による日中介護サービス」【介護給付】

常時介護を必要とする人に対する施設での専門的な介護サービス、障害のある子どもが通える施設、介助者が病気の場合などの場合の短期入所の場合など、誰もが安心して生活できるよう、日中の介護サービスの充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
ショートステイ	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

- ショートステイやデイサービスの利用者数は横這いで推移しています。
- 各サービスの見込量は、以下の通りです。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
生活介護	1,035.1人日分	2000.4人日分	2,620.3人日分	3,787.6人日分
療養介護	0.0人分	0.0人分	0.0人分	0.0人分
児童デイサービス	141.0人日分	376.0人日分	470.0人日分	1,504.0人日分
短期入所 (ショートステイ)	2,267.7人日分	2,882.0人日分	3,387.0人日分	5,098.2人日分

* 数値は一月あたり

【見込量確保に向けての方策】

- ・サービスの提供に向けて、事業者の実施意向や移行時期等の情報収集に努めます。
- ・事業者に対して広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）【訓練等給付】

障害のある人が生活の質を向上させ、より豊かな地域生活を営むことができるよう、機能訓練や生活訓練の提供の場の確保に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練 （機能訓練）	対象：身体障害者 身体機能のリハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練 （生活訓練）	対象：知的障害者・精神障害者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。

【サービス見込量】

○利用者数は安定した推移となっています。

○見込量は、法定施設の新体系への移行分として以下のように見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
自立訓練 （機能訓練）	14.4人日分	35.4人日分	46.0人日分	57.7人日分
自立訓練 （生活訓練）	142.1人日分	312.2人日分	428.6人日分	671.8人日分

* 数値は一月あたり

【見込量確保に向けての方策】

- ・専門的なサービスを提供できる施設は限られているため、定員の拡大や広域連携による新たな活動の場の確保を図ります。
- ・サービスの提供に向けて、事業者の意向や移行時期等の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

③就労支援（就労移行支援・就労継続支援）【訓練等給付】

働く意欲のある人が、一人でも多く就労できるよう、一人ひとりの特性にあった働く場の確保と就労支援を推進します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

【サービス見込量】

- 就労支援強化のための新しいサービスです。従来は、法定施設や地域の通所施設によるサービスの中でその機能が提供されてきました。
- 見込量は、法定施設の新体系への移行分として以下のように見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
就労移行支援	175.9人日分	388.0人日分	454.6人日分	536.7人日分
就労継続支援 (A型)	177.8人日分	440.9人日分	646.0人日分	1,073.5人日分
就労継続支援 (B型)	117.5人日分	280.6人日分	512.6人日分	1267.8人日分

* 数値は一月あたり

【見込量確保に向けての方策】

- ・障害のある人の就労先を確保するために、公的機関・民間企業・福祉施設が持つそれぞれの役割を見直し、就労に関する支援を総合的な観点から整備する必要があります。
- ・「地域自立支援協議会」での検討を中心に、就労先開拓、就労支援、再チャレンジ支援など、関連機関や団体、周辺市町と連携を取りながら、市内の就労支援策の充実に努めます。
- ・サービスの提供に向けて、事業者の意向や移行時期等の情報収集に努めるとともに、広く情報提供を行い、多様な事業者の参入を促進していきます。

（３）住まいの確保（居住系サービス）

①居住支援（ケアホーム【介護給付】・グループホーム【訓練等給付】）

住まいの場を確保していくことに加えて、日常生活上の支援を含めた居住支援が提供されるよう、居住支援サービスの充実に努めます。

【サービスの概要】

サービス名	内容
ケアホーム （共同生活介護）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
グループホーム（共同生活援助）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【サービス見込量】

- 平成17年10月現在の利用は合計6名です。障害者の地域移行が進み、介助者の高齢化等にもとない、将来的には利用意向が上昇する可能性もあります。
- 見込量は、平成20年度に15.6人分、23年度には33.1人分と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
共同生活介護 （ケアホーム）	8.3人分	10.6人分	15.6人分	33.1人分
共同生活援助 （グループホーム）				

* 数値は一月あたり

【見込量確保に向けての方策】

- ・必要となった時に十分な量が確保できるよう、利用意向に注意しつつ、周辺市町と連携し情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行います。

②施設入所支援【介護給付】

夜間において安心して、施設で専門的な介護等が受けられるよう、施設入所支援の充実を目指します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
施設入所支援	生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動と合わせて、夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を提供します。

【サービス見込量】

○見込量は、平成20年度に69.5人分、23年度には64.9人分と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
施設入所支援	68.1人分	70.2人分	69.5人分	64.9人分

* 数値は一月あたり

【見込量確保に向けての方策】

- ・施設を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し、情報提供や相談など、提供事業者の確保に取り組めます。

（４）指定相談支援（サービス利用計画作成支援）

複数サービスを利用する方で、自ら利用に関する調整が困難な人に、サービス利用計画を作成します。

【サービスの概要】

サービス名	内容
指定相談支援	障害福祉サービスを利用し、自らサービス利用に関する調整が困難な人で、計画的なプログラムに基づく支援が必要とされる人に対し、サービス利用の調整やモニタリングを行うとともにサービス利用計画を作成します。

【サービス見込量】

- 施設入所や自立訓練、重度障害者等包括支援等を利用しない比較的重度の人で複数の在宅サービスを利用する人が対象になります。
- 見込量は、平成20年度に11.0人分、23年度には20.2人分と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
指定相談支援	6.0人分	7.8人分	11.0人分	20.2人分

※数値は一月あたり

※施設入所支援やグループホーム等の利用者は、サービス利用調整を利用施設等が調整を行うので対象とはなりません。

【見込量確保に向けての方策】

- ・支援を必要とする人に、十分な量が確保できるよう、周辺市町と連携し、相談体制の強化に取り組みます。

6 地域生活支援事業

(1) 相談支援

障害のある人の持つ様々な相談ニーズに的確に対応できるよう、相談体制を充実させるとともに、障害のある人が自分に最もふさわしいサービスを受けられるよう、相談・支援体制の確立を図ります。

【事業の概要】

事業名	内容
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

【事業の量の見込み（年間）】

○地域自立支援協議会は、平成20年度の実施に向けた検討を行います。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
相談支援事業	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
○相談支援機能強化事業	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所
○地域自立支援協議会の設置	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所
○住宅入居等支援事業	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所
○障害者相談支援事業	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
○成年後見制度利用支援事業	1 件	1 件	1 件	1 件

【実施に向けた考え方】

- ・地域自立支援協議会の設置につきまして、中立性・公平性を保つため、また、各種相談機関の有する情報やノウハウの共有化を図り障害者の地域生活を支援する観点から、関係団体と連携を図る体制づくりを検討します。
- ・成年後見制度利用支援事業は潜在的な利用ニーズがあるものと思われます。障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成し、これらの障害者の方の権利擁護を図ります。

(2) 日常的な活動への支援

障害のある人の自立生活や社会参加を保障するためにも、コミュニケーション支援や日常生活用具の給付、移動支援といった必要不可欠な支援を確実に進めていきます。

① コミュニケーション支援

【事業の概要】

事業名	内容
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

【事業の量の見込み（年間）】

○見込量は、平成20年度に10人、23年度には15人と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
コミュニケーション支援事業	0人 0件	8人 1件	10人 1件	15人 2件

※上段は利用見込者数、下段は述べ利用見込件数

【実施に向けた考え方】

- ・手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を実施します。

② 日常生活用具の給付

【事業の概要】

事業名	内容
日常生活用具給付等事業	重度障害者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

【事業の量の見込み】

○見込量は、平成20年度に566件、23年度に552件と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
日常生活用具給付等事業	575件	570件	566件	552件

※数値は年間計

【実施に向けた考え方】

- ・従来から行ってきた事業であり、引き続き必要な日常生活用具の給付等を行います。

③移動支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、地域での自立生活及び社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【事業の量の見込み】

○実施か所数は、平成20年度に2か所、23年度には3か所と見込みます。

○見込量は、平成20年度に80人、23年度には120人と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
移動支援事業	8人分 70.8時間	10人分 88.6時間	10人分 88.6時間	40人分 354.4時間

【実施に向けた考え方】

- ・従来は外出介護として提供していたサービスであり、引き続き必要な方に移動支援事業として実施します。

(3) 活動と交流の機会への支援（地域活動支援センター）

自立生活の支援や生活の質の向上という観点からは、社会との接点をもつことがとても重要です。雇用・就労の困難な人でも様々な活動の場が得られるよう、地域の社会資源の有効活用を考えていきます。

【事業の概要】

事業名	内容
地域活動支援センター	<基礎的事業> 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。 <機能強化事業> センターの機能強化を図るために3つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）を設けます。 Ⅰ型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施 Ⅱ型：雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施 Ⅲ型：地域の障害者のための援護対策

【事業の量の見込み】

○機能強化事業の実施か所数は、平成20年度までに6か所と見込みます。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
基礎的事業	3か所	3か所 (3か所)	3か所 (3か所)	3か所 (3か所)
地域活動支援センター 機能強化事業(計)	3か所 (3か所)	3か所 (3か所)	3か所 (3か所)	3か所 (3か所)
I型	0 (3か所)	0 (3か所)	0 (3か所)	0 3か所
II型	—	—	—	—
III型	—	3か所	3か所	3か所

※()は市外の事業者数

【実施に向けた考え方】

- ・地域で障害者を支えるネットワークの構築に向けて、関係機関・団体、事業者等で構成する「地域自立支援協議会(仮称)」を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施、地域関係機関の連携等を検討します。

(4) その他の事業(任意事業)

市で実施してきた地域生活を支える各種事業のうち、以下の事業を地域生活支援事業に位置付けて実施します。

【事業の概要】

事業名	内容
福祉ホーム事業	住居を求めている障害者に低額な料金で居室その他の設備や日常生活に必要な便宜の供与、地域生活の支援を行います。
訪問入浴サービス事業	家庭での入浴が困難な人に、移動入浴車での訪問により入浴サービスを提供します。
更生訓練費・施設入所者就職 支度金給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業等を利用している人に更生訓練費を支給します。
日中一時支援事業	介護者が緊急その他の理由により介護することができない時、日中の活動の場の確保と一時的な見守り等の支援を行います。
生活サポート事業	介護給付決定者以外の日常生活・家事に対するに関する支援により地域の自立した生活の推進を図る。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動への参加促進、手話奉仕員養成研修及び自動車運転免許取得・改造助成事業など、障害のある人の社会参加を促進する事業を行います。

【事業の量の見込み】

○従来から提供していたサービスであり、継続して事業を実施します。

サービス名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成23年度
福祉ホーム事業	2人	5人	5人	5人
訪問入浴サービス事業	1人	3人	3人	5人
更生訓練費・施設入所者就職 支度金給付事業	8人	8人	8人	8人
日中一時支援事業	7人	13人	15人	18人
生活サポート事業	0人	0人	3人	5人
社会参加促進事業	5件	5件	5件	5件
○スポーツ・レクリエーション活動 参加促進	400人	400人	400人	400人
○芸術・文化活動参加促 進	300人	300人	300人	300人
○自動車運転免許	2件	2件	2件	2件
○自動車改造	3件	5件	5件	5件
○手話奉仕員養成研修	30人	30人	30人	30人
○点字・声の広報紙事業	30人	30人	30人	30人

【実施に向けた考え方】

- ・サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談対応に努めます。

《その他の障害者支援にかかわる独自施策の実施》

笠間市は、障害福祉サービス及び地域生活支援事業に加え、障害のある人の地域生活を支援すべく以下の独自施策を実施していきます。

施策名	内容
笠間市重度障害者（児）住 宅リフォーム助成事業	重度障害者（児）に、住宅・設備を改善する際に要する経費の助成を行います。
笠間市重度心身障害者タク シー利用料金助成事業	重度の心身障害者が医療機関又は機能回復訓練のため通院通所に要する交通費の一部を助成します。
笠間市障害者手帳申請診 断書料助成事業	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付申請に必要な診断を受けた者に対し診断書料の助成を行います。

7 サービスの確保策（円滑な運営に向けて）

（１）専門的な人材の育成と確保

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障害福祉に関する専門職員の育成や確保に努めます。

（２）確実な情報提供

障害者自立支援法の施行による支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、利用者や住民、事業者に対し、ホームページなどを活用しつつ、様々な機会を捉えて確実に情報提供を行います。

（３）施設整備の方針

各種施設整備に関しては、周辺市町や関係団体と連携した対応が不可欠です。周辺市町や社会福祉協議会、サービス事業者などとの連携を強化し、既存の事業や施設の活用も視野に入れた解決策の検討や共同事業の推進を図ります。

（４）サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく、満足のいくサービスとしていくために、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

第4章 計画の推進

1 計画の推進のために

(1) 障害者のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

障害のある人もない人も、ともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障害についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

2 推進体制の整備

(1) 庁内の推進体制の整備

この計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障害のある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害福祉に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく、広く住民にも期待される役割があり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て「地域自立支援協議会」を設置し、多様な意見・提言に基づき、市の障害福祉に関する支援体制の確立や、市内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

(3) 計画の点検・管理体制

障害のある人やその家族、関係団体との意見交換とともに、計画の進捗状況について調査・把握し、計画の着実な推進に努めます。

資料編

1 笠間市障害福祉計画策定委員会設置要綱

笠間市告示第207号

笠間市障害福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成18年5月26日

笠間市長 山口 伸樹

笠間市障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 笠間市障害福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定に当たり、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、笠間市障害福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 障害者を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 障害者のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる団体又は機関の代表者のうちから、市長が選任する。

- (1) 障害者団体関係者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 医療関係者
- (4) 社会福祉施設関係者
- (5) ボランティア団体関係者
- (6) 学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第7条 策定委員会は、第2条に定める所掌事務に関し、その基礎的な調査検討を行うため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、座長及び別表に掲げる委員をもって組織する。

3 座長は、保健福祉部長をもって充てる。

4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 小委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係職員の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 前各項に掲げるもののほか小委員会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会及び小委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第7条関係）

保健福祉部長	総務課長	企画政策課長	財政課長	社会福祉課長
子ども福祉課長	高齢福祉課長	保健センター長	都市建設課長	
学校教育課長	障害学習課長			

2 笠間市障害福祉計画策定委員会委員名簿

氏名	委員職等
山田 定次	障害者団体関係者
○石本 芳子	
武藤 清子	
瀬畑 洋子	民生委員・児童委員
高松 孝幸	医療関係者
◎前田 常男	社会福祉施設関係者
伊能 純一	
鷺野谷 まち子	
船橋 慶子	ボランティア団体関係者
木村 勝徳	学識経験者を有する者

◎＝委員長、○＝副委員長

3 笠間市障害福祉計画策定委員会の経過

年	月	開催会議等	議題・協議事項等
平成 19 年	1月	第1回 笠間市障害福祉計画策 定委員会	○委嘱状の交付 ○委員・職員紹介 ○委員長・副委員長の選出 ○協議事項 ・障害者自立支援法及び障害者計画・障害福祉 計画について ・笠間市障害福祉計画のためのアンケート調査 結果について ・障害福祉サービスの見込み量について ・笠間市障害福祉計画骨子（案）について

笠間市
第 1 期 障害福祉計画

平成 19 年 3 月

編集・発行／笠間市 保健福祉部 社会福祉課

〒309-1792

笠間市中央三丁目 2 番 1 号

TEL 0296-77-1101（代表）